

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年5月1日 14時35分ごろ
発生場所	鹿児島県いちき串木野市串木野新港 串木野港沖防波堤南灯台から真方位025°500m付近 (概位 北緯31°43.2′ 東経130°15.0′)
事故の概要	砂利採取運搬船第三十一大昭丸 ^{たいしょう} は、西進中、消波ブロックに乗り揚げた。 第三十一大昭丸は、左舷ビルジキールに曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月10日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第三十一大昭丸、487トン
船舶番号、船舶所有者等	133056、有限会社南国砂利
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷ビルジキールに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、串木野新港を離岸して西進後、船長が、通常どおり、西防波堤の北側を通る進路を航行しようとしていたところ、同防波堤北側からの入航船を認めたので同防波堤南端と南防波堤との間を通る進路に変更することとし、左舵一杯としたところ、南防波堤に接近し、水面下の消波ブロックに乗り揚げた。
分析	本船は、船長が、西防波堤南端と南防波堤との間を通る進路に変更して左舵を取る際、南防波堤との距離を確認していなかったことから、左舵一杯としたところ、南防波堤に接近し、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、左舵を取る際、南防波堤との距離を確認していなかったため、本船が消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・防波堤付近を通過する際は、十分な距離を保つこと。